

.....

一般社団法人日本家計インテリジェンス推進協会

会 員 規 約

.....

2024 年 10 月 3 日 作成

この会員規約（以下、「本規約」という。）は、一般社団法人日本家計インテリジェンス推進協会（以下、「協会」という。）と、協会の会員（以下、「会員」という。）との関係に適用する。会員は、入会申し込みをした時点で、本規約を承認したものとみなす。

第 1 章 総 則

（目 的）

第 1 条 本規約は、協会の定款第 5 章に規定する会員について、会員の権利義務及び会員活動ならびに協会の運営等に関する基本的事項を定めるものである。

（会員規約の変更・追加・廃止）

第 2 条 本規約は理事の過半数の決定により、変更することができる。変更後の規定は、第 8 条の方法により、会員へ通知する。

第 2 章 会 員

（定 義）

第 3 条 会員は、協会の定款に定められた目的と事業内容を認識し、マネープロデュース（家計金融教育）やファミリーメンタリング（おこづかい教育）を通して社会全体の利益の増進に寄与する事業の推進者またはその理解者である。

（会員の種別）

第 4 条 協会の会員は、協会の定款第 21 条において定められた次の 3 種とする。

（1）正会員

正会員は、協会の定款記載の目的に賛同して入会の申し込みをし、入会登録に必要な要件を満たしていると代表理事が認めた個人または法人とする。なお、正会員として入会しようとする者は、協会が認定するマネープロデューサー®またはファミリーメンター®の資格を有していなければならない。

（2）賛助会員

賛助会員は、協会の定款記載の目的に賛同して入会の申し込みをし、入会登録に必要な要件を満たしていると代表理事が認めた個人または法人で、協会の事業を賛助する者をいう。

（3）名誉会員

名誉会員は、協会に功労のあった者または学識経験者で社員総会において推薦された個人または法人で代表理事が認めた者とする。

（会員の権利）

第 5 条 会員は、その種別にかかわらず、次の情報等を受けることができる

（1）協会が発行する会報等

（2）会員ホームページ及びデータベース等

（3）協会が主催するセミナー等各種行事への参加

（4）その他関連資料

（会員の義務）

第 6 条 会員は、その種別に従い、本規約第 10 条に定める入会金ならびに年会費等を納入しなければならない。

- 2 会員は、本規約のほか、法令、定款、会員倫理規程及び理事の定めるその他の規約・細則等を順守しなければならない。
- 3 会員は、住所等登録内容に変更が生じた場合は、すみやかに協会に届け出なければならない。なお、届け出がなかったことにより、会員が不利益を被ったとしても、協会は一切責任を負わない。
- 4 会員が、本規約のほか、法令、定款、会員倫理規程及びその他の規約・細則等に違反した場合には、協会は当該会員に対し、別途定める懲戒規程に基づく処分とは別に指導を行うことができるものとする。

（会員の行為基準）

第7条 会員は、次の各号の事項を順守しなければならない。

- （1）会員は、誠実で公正な言動を励行し、協会の社会的信用及び地位の向上に努めなければならない。
- （2）正会員は、常にマネープロデュースングまたはファミリーメンタリングに関する様々な知識の習得に努め、その普及に寄与する。また、より良いプロデュースを目指し、自らの技術と知識の向上に励むものとする。
- （3）会員は、マネープロデュースングまたはファミリーメンタリングを行うための認定教材である「ファミリーノート®」と「生きる力を育むカルタおこづかい編」の使い方の啓発に努めるものとする。
- （4）会員は、協会の名称及び商標登録「マネープロデューサー®」「ファミリーメンター®」の呼称、協会ロゴマークを使用する場合には、協会の定めるガイドラインに従って、その権威と信頼性を保持するよう良識ある方法を用いなければならない。

（会員への通知）

第8条 本規約に基づき、協会が会員に対して行う通知は、協会ホームページまたは次条で定める「入会申込書」に記載の電子メールアドレスに対し、電子メールによって行うものとする。

第3章 会員の入会

（入 会）

第9条 協会の会員として入会しようとするときは、第10条で定める入会金及び年会費を協会の定める方法により払込み、別途定める「入会申込書」に必要事項を記入して提出し、代表理事の承認を受けなければならない。

- 2 入会の承認を受けた者に対しては、協会から本人に通知する。

（入会金と年会費等）

第10条 会員は、その種別に従い、次の入会金及び年会費等（消費税課税対象外）を納入しなければならない。

(1) 正会員	入会金	年会費
マネープロデューサー®資格	1万円	1万5千円
ファミリーメンター®資格	1万円	8千円
(2) 賛助会員	なし	10万円
(3) 名誉会員	なし	なし

- 2 年会費の計算期間は1年とし、毎年1年分を先払いするものとする。

- 3 本規約に定める入会金及び年会費は、代表理事の決定に基づき、納入するものとする。
- 4 特別の費用を必要とし、理事の過半数の同意に基づく代表理事の決定により臨時会費を徴収することとなった場合には、会員は臨時会費を納入しなければならない。
- 5 協会は、既納の入会金、年会費その他の拠出金品は、これを返還しない。

第4章 正会員と賛助会員

（正会員の資格更新）

- 第11条 正会員は、本規約第10条に規定された年会費を納入したとき、その資格を更新し継続することができる。なお、更新は2年毎とする。

（賛助会員の資格更新）

- 第12条 賛助会員は、本規約第10条に規定された年会費を納入したとき、その資格を更新し継続することができる。なお、更新は2年毎とする。

（会員種別の変更）

- 第13条 正会員は、自らの希望により賛助会員へ会員種別の変更を行うことができる。
- 2 賛助会員は、協会が定める所定の手続きを経て正会員へ会員種別の更新を行うことができる。

第5章 会員資格の停止

（会員の資格喪失）

- 第14条 協会の会員が、次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。
- （1）退会したとき
 - （2）本規約において定められた年会費の納入を1年以上怠ったとき
 - （3）協会の会員が死亡し、もしくは失踪宣告を受け、または協会の会員である法人及び団体が解散したとき
 - （4）協会の会員が成年被後見人または被保佐人になったとき
 - （5）除名されたとき
 - （6）理事全員の同意があったとき

（任意退会）

- 第15条 協会の会員は、別に定める退会届を、退会を希望する日の1か月以上前に代表理事に提出して、任意に協会を退会することができる。

（除名）

- 第16条 協会の会員が次の各号の一に該当するときは、理事の過半数の同意に基づく代表理事の決定により、当該会員を除名することができる。
- （1）内外の諸法令または公序良俗に反する行為を行ったとき
 - （2）協会、他の会員または第三者の商標権、著作権、財産、プライバシーを侵害したとき
 - （3）協会、他の会員または第三者を誹謗中傷する情報を流したとき
 - （4）会員登録に関わる事項について、虚偽の情報を提出したことが判明したとき
 - （5）協会の名誉を傷つけ、または目的に反する行為をしたとき
 - （6）協会の定款及び本規約等に違反したとき

- (7) 協会が保有する情報等を協会の承諾なく漏えいしたとき
- (8) 会員の事業及びサービスならびに商品が、協会の活動の趣旨と利益相反すると代表理事が判断したとき
- (9) 反社会的勢力組織、団体等の関係者またはその関係者と接触を持つ者であると判明したとき、または代表理事がそれと判断したとき
- (10) 第10条で定める年会費を1年以上滞納したとき
- (11) その他前各号に準ずる場合で、代表理事が、会員として不適当と判断したとき

(会員資格の喪失にともなう権利及び義務)

第17条 協会の会員が前3条の規定によりその資格を喪失したときは、協会に対する権利を失う。

- 2 協会は、会員がその資格を喪失しても、既納の入会金、年会費その他の拠出金品は、これを返還しない。

第6章 禁止行為

(禁止行為)

第18条 協会の会員は、次の各号に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 会員は、本規約第5条に定める会員の権利を第三者に譲渡もしくは使用させてはならない。
- (2) 協会の許可なく、協会の名称もしくはこれを連想させる名称を無断で使用し活動してはならない。
- (3) 協会の認定する教材を協会以外から購入もしくは入手してはならない。
- (4) 協会、他の会員もしくは第三者の著作権、商標権等の知的財産権を侵害する行為、または侵害するおそれがあると協会が判断する行為
- (5) 協会、協会関係者、他の会員もしくは第三者の財産、肖像権、プライバシー等の権利を侵害する行為または侵害するおそれがあると協会が判断する行為
- (6) 協会、協会関係者、他の会員もしくは第三者を差別もしくは誹謗中傷し、または第三者の名誉もしくは信用を毀損する行為、ならびにそのおそれがあると協会が判断する行為
- (7) 犯罪的行為に加担し、またはこれを促進する行為
- (8) 公序良俗に反する行為
- (9) 信用を損なうような行為
- (10) 提供される情報を改ざんする行為
- (11) 協会が運営するウェブサイト有害なコンピュータプログラム等を送信または書き込む行為
- (12) その他、法令に違反する行為
- (13) その他、協会が不適切と判断する行為
- (14) 前各号のいずれかに該当するおそれがあるものと判断する行為

第7章 損害賠償

(損害賠償)

第19条 会員が、定款または本規約に反し、またはそれに類する行為によって協会が損害を受けた場合、当該会員は、協会が受けた損害を協会に賠償しなければならない。

(会員間の紛争)

第20条 会員間で発生した紛争については、会員各自が自己の費用と責任において解決するものとし、協会は一切の責任を負わない。

(残存条項)

第21条 退会した場合または会員資格が停止もしくは除名された場合であっても、前4条及び本条の規定は有効に存続するものとする。

第8章 附 則

(その他)

第22条 本規約に定めるもののほか、必要な事項は協会の社員総会及び理事の決定により別に定める。

(附則)

1. 本規約は2024年10月3日より適用する。